

## トピックス

### 三重の森林づくり基本計画の策定

県土の3分の2を占める森林は、木材の生産だけでなく、おいしい水やきれいな空気の供給のほか、県土の保全や地球温暖化の防止など、私たちの生活にとってかけがえのない恩恵をもたらしています。

これまで三重県の森林は、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環を通して守られてきましたが、木材価格の低下や需要の減少により林業生産活動が停滞して、手入れの不足した森林が増加するなど、森林の荒廃や公益的機能の低下が懸念されています。

このような中、みんなで力をあわせて森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」が制定されたのを受け、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「三重の森林づくり基本計画」を平成18年3月に策定しました。

基本計画では、これまでに取り組んできた①森林の多面的機能の発揮、②林業の持続的発展に加え、③森林文化及び森林環境教育の振興、④森林づくりへの県民参加の推進の4つを柱とし、社会全体でこれからの森林づくりを進めていくこととしています。

#### 三重の森林づくり基本計画の基本的な考え方

基本計画は、20年先(H37)を見据え、今後10年間に必要となる施策を示します。

